

岩手県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第28号

岩手県漁港管理条例の一部を改正する条例

岩手県漁港管理条例（昭和38年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後						
別表第2（第13条関係）						別表第2（第13条関係）						
施設の種類	区分	工作物を設置する場合（電柱類又は地下埋設物を設置する場合を除く。）	工作物を設置しない場合	電柱類を設置する場合		地下埋設物を設置する場合	区分	工作物を設置する場合（電柱類又は地下埋設物を設置する場合を除く。）	工作物を設置しない場合	電柱類を設置する場合		地下埋設物を設置する場合
				設置する場合	外径40センチメートル未満					外径40センチメートル以上	設置する場合	
岸壁	[略]	[略]	1本ごとに1年につき <u>530円</u>	1メートル	1メートル	1メートルまでごとに1年につき <u>110円</u>	岸壁	[略]	1本ごとに1年につき <u>460円</u>	1メートル	1メートル	1メートルまでごとに1年につき <u>98円</u>
物揚場				1メートル	1メートル		物揚場			1メートル	1メートル	
棧橋				1メートル	1メートル		棧橋			1メートル	1メートル	
船揚場				1メートル	1メートル		船揚場			1メートル	1メートル	
漁具干場				1メートル	1メートル		漁具干場			1メートル	1メートル	
漁港施設用地				1メートル	1メートル		漁港施設用地			1メートル	1メートル	
荷さばき所				1メートル	1メートル		荷さばき所			1メートル	1メートル	
野積場				1メートル	1メートル		野積場			1メートル	1メートル	
道路	1メートル	1メートル	道路	1メートル	1メートル							
[略]						[略]						
別表第5（第14条関係）						別表第5（第14条関係）						
区分	工作物を設置する場合（電柱類	工作物を設置しない場合	電柱類を設置する場合	地下埋設物を設置する場合		区分	工作物を設置する場合（電柱類	工作物を設置しない場合	電柱類を設置する場合	地下埋設物を設置する場合		

	又は地下埋設物を設置する場合を除く。)	い場合	場合	外径40センチメートル未満	外径40センチメートル以上		又は地下埋設物を設置する場合を除く。)	い場合	場合	外径40センチメートル未満	外径40センチメートル以上
水域	[略]		1本ごとに1年につき	1メートルまで	1メートルまで	水域	[略]		1本ごとに1年につき	1メートルまで	1メートルまで
公共空地				<u>530</u> 円	とに1年につき	とに1年につき				公共空地	<u>460</u> 円
[略]						[略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。											

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。